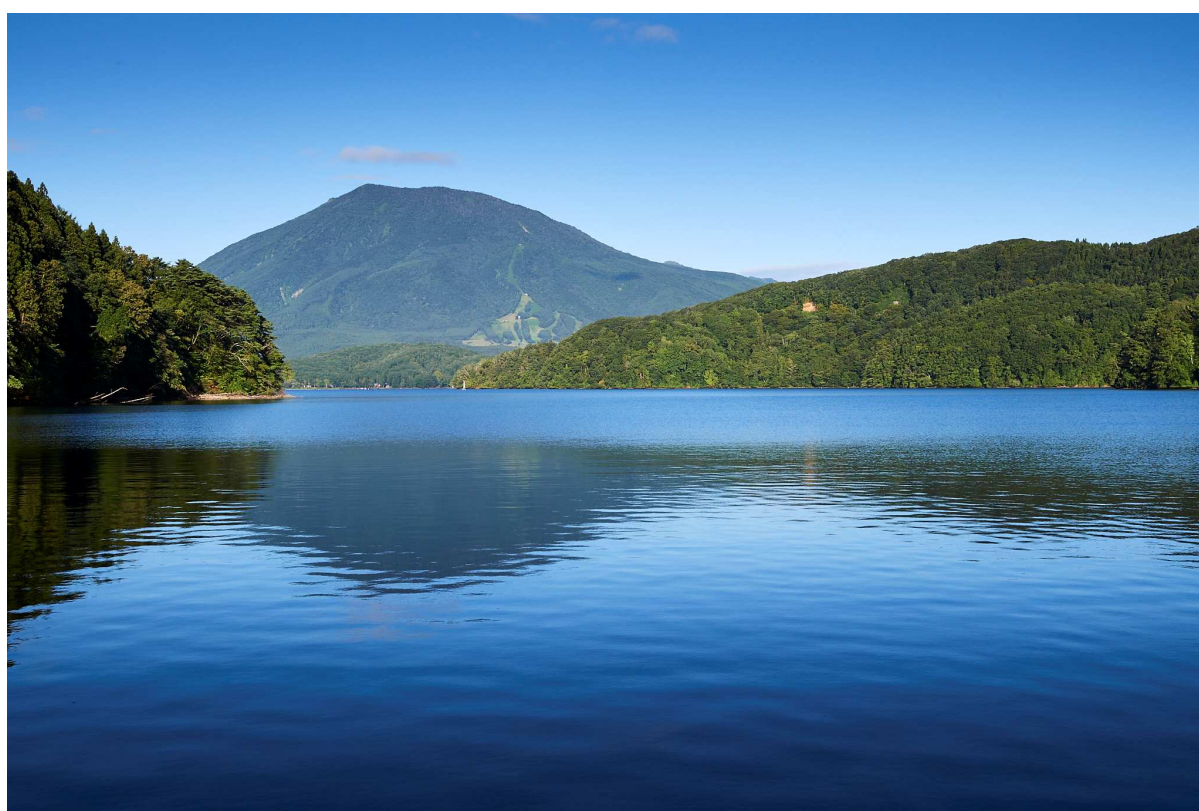


野尻湖に係る湖沼水質保全計画（第7期）

（案）

～ みんなの野尻湖 美しい姿を次世代に ～



令和6年（2024年）11月時点

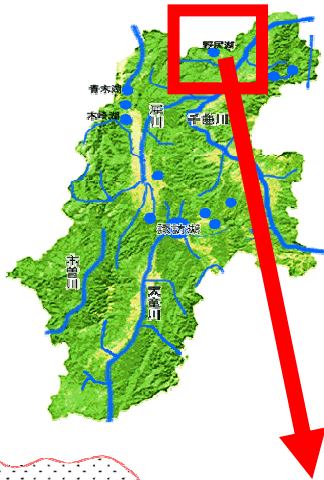
長野県

目 次

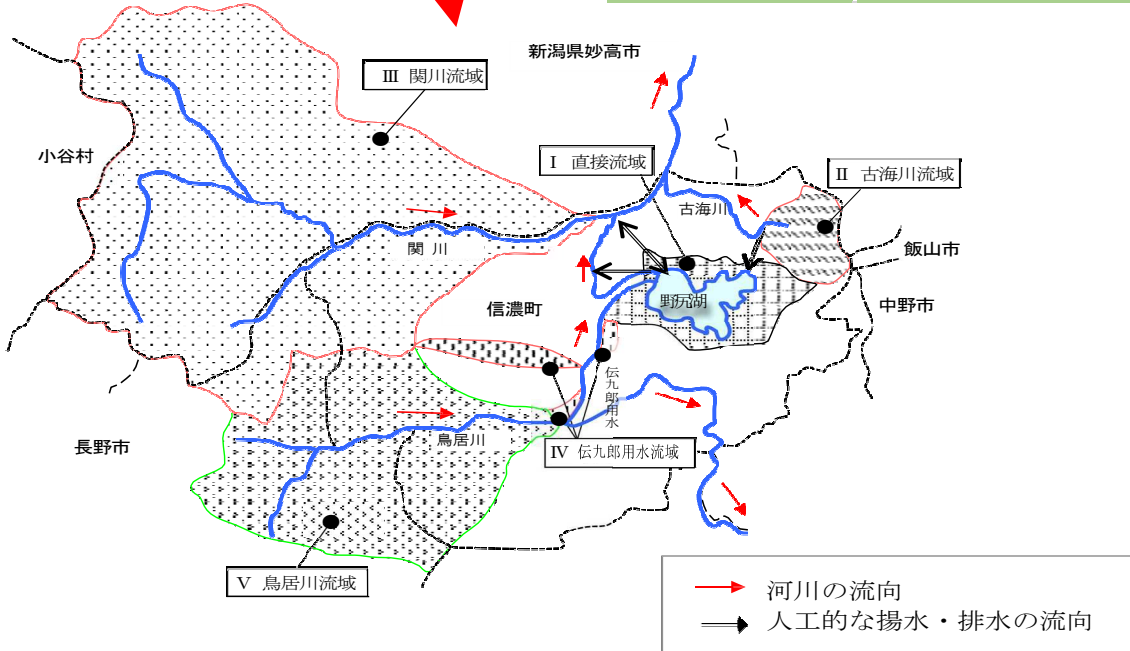
はじめに	1
○ 野尻湖の概要	
○ 湖沼水質保全計画策定の背景	
○ 第6期水質保全計画までの評価と主要な課題及び対応	
1 長期ビジョン	4
2 水質の保全に関する方針	5
(1) 計画期間	
(2) 計画期間内に達成すべき目標	
(3) 計画の目標及び対策と長期ビジョンをつなぐ道筋	
3 水質の保全に資する事業	6
(1) 生活排水対策	
(2) 流入水路の維持管理等	
4 水質保全のための規制その他の措置	7
(1) 工場・事業場排水対策	
(2) 流出水対策	
(3) 緑地の保全その他湖辺の自然環境の保護	
(4) 廃棄物等の適正処理	
5 その他水質保全のために必要な措置	9
(1) 公共用水域の水質の監視	
(2) 調査研究の推進と活用	
(3) 環境学習の推進及び環境保全意識の啓発	
(4) 地元主導による取組の強化	
(5) 水質汚濁事故への対応	
(6) 関係地域計画との整合	
野尻地区及び菅川・市川流域における流出水対策推進計画（第4期）	11
〈用語解説〉	14
（計画本文中の「※」を付した用語について解説しています）	

1 はじめに

2
3
4
5
6
7
8
9
10
11



野尻湖の諸元	
湖面積	4.45km ²
貯水量	95,676千m ³
水深	最大38.3m 平均20.8m
滞留時間	738日
湖面標高	656.8m
流入河川	11河川
流出河川	1河川
直接流域面積	12.9 km ²
間接流域を含む流域面積	185.3km ²
流域内市町村	信濃町、長野市、新潟県妙高市



12

図1 野尻湖の位置図及び流域図

13

○ 野尻湖の概要

14
15

野尻湖は長野県北部の上水内郡信濃町にあり、妙高戸隠連山国立公園内に位置する県内最大の貯水量を誇る天然湖沼です。

16

形が芙蓉の葉に似ていることから別名「芙蓉湖」とも呼ばれています。

17

18

関川水系の野尻湖は、新潟県妙高市の焼山を源流とする関川や野尻湖の北部を水源とする古海川をはじめとする11の河川を通じて揚水や自然流下により水が集められ、その水は唯一の流出河川である池尻川に流れた後に関川に合流し、新潟県を流下して日本海へ注いでいます。また、発電に伴う揚水や農業用水の確保のために水位調整が行われており、水位が年間で大きく変動する特徴があります。

22

23

24

野尻湖は透明度が高く、周囲の鮮麗な山々とともに美しい景観を成しています。文化観光資源としても重要な役割を果たしており、古くから国際的なリゾート地として知られています。また、約4万年前には野尻湖周辺に生息していたナウマンゾウを求め、旧

25 石器時代の人々が狩場として利用していたと推測され、湖底から化石が見つかることが
26 あり、全国から集まった参加者により発掘調査が進められています。

27 利水面では、発電、かんがい用水、内水面漁業のほか、水浴、ボート、ヨットなど様々
28 なレクリエーションの場となっています。また、かつては長野市の水道水源としても利
29 用されていました。

30 ○ 湖沼水質保全計画策定の背景

31 野尻湖では、流域の社会経済活動に伴う富栄養化の進行により、昭和 60 年頃から植物
32 プランクトンによる水道水源のろ過障害が生じ、また、昭和 63 年には淡水赤潮が発生し
33 ました。このため、公共下水道の整備、上乘せ排水基準の設定など各種施策を講じて水
34 質改善を進めるとともに、平成 6 年 10 月に湖沼水質保全特別措置法に基づく指定を受け、
35 以降 6 期 30 年にわたり、湖沼水質保全計画を策定しています。

36 ○ 第 6 期湖沼水質保全計画までの評価と主要な課題及び対応

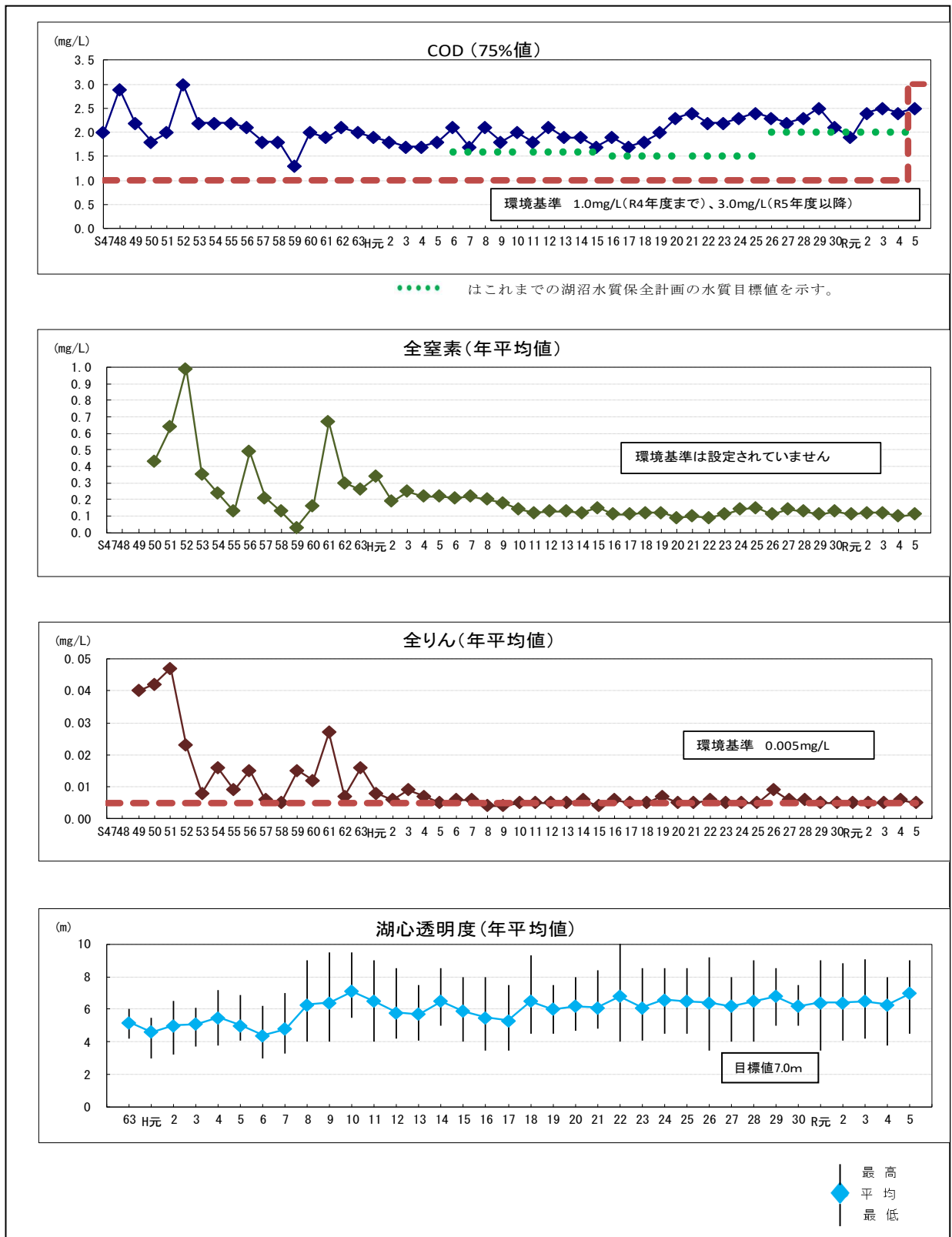
37 湖沼水質保全計画に基づく総合的な水質保全対策の実施等により、COD^{*}は平成 17
38 年度以降上昇傾向が見られたものの、その後は 1.8~2.5mg/L 前後で推移しています。利
39 水の現状を踏まえて県内湖沼の水域類型^{*}を令和 5 年 3 月に見直し^{*}たことにより、野尻
40 湖の水域類型^{*}は A 類型とされたことから、令和 5 年度に初めて環境基準^{*}を達成しまし
41 ました。全窒素^{*}は環境基準^{*}が設定されていませんが、0.1~0.15mg/L の範囲内で概ね横ば
42 い、全りん^{*}は環境基準^{*}である 0.005 mg/L をほぼ達成するなどの改善傾向が見られ、当
43 初問題となった淡水赤潮は見られなくなっています。湖心の透明度（年平均値）は、第
44 6 期計画で目標としていた 6.5m を達成するなど、平成 18 年度以降 6 m 以上を保ってお
45 り、良好な状態を継続しています。（図 2）

46 野尻湖に流入する汚濁負荷のうち、工場・事業場、家庭などの特定汚染源を由来とす
47 る負荷は、下水道や浄化槽の普及により削減されつつありますが、更なる取組が求めら
48 れます。また、山林、農地、市街地などの非特定汚染源から降雨等により流入する負荷
49 の割合が大きくなっています。

50 一方、水草については、昭和 53 年に水草除去を目的としてソウギョ^{*}を放流したこと
51 により、数年で水草帯が喪失してしまったことから、長年にわたって水草帯を復元する
52 ための取組が続けられました。ソウギョ^{*}の減少に伴い現在ではクロモ、ヒルムシロ、
53 ヨシ等の水草の繁茂が湖内の至る所で確認されています。

54 今後は、79.3%と伸び悩んでいる下水道の接続率をさらに向上させる等、特定汚染源対
55 策を引き続き進めるとともに、非特定汚染源対策として山林、農地、市街地等における
56 効果的な対策に引き続き取組む必要があります。また、水生植物の繁茂状況の把握が必
57 要です。

58 これらの取組には、長野県、信濃町、国の機関といった行政機関のみならず、地域住
59 民の理解と協力が不可欠であり、引き続き野尻湖の水質改善を図るため、「野尻湖水質保
60 全計画（第 7 期）」を定め、行政機関、地域住民、関係団体がそれぞれ主体的に水質保全
61 対策を総合的かつ計画的に推進します。



63 図2 野尻湖における水質の推移

64 (注1) COD^{*}、全窒素^{*}、全りん^{*}は、環境基準点(湖心及び弁天島西の2地点)の最高値

65 (注2) 水質調査地点は、14ページを参照

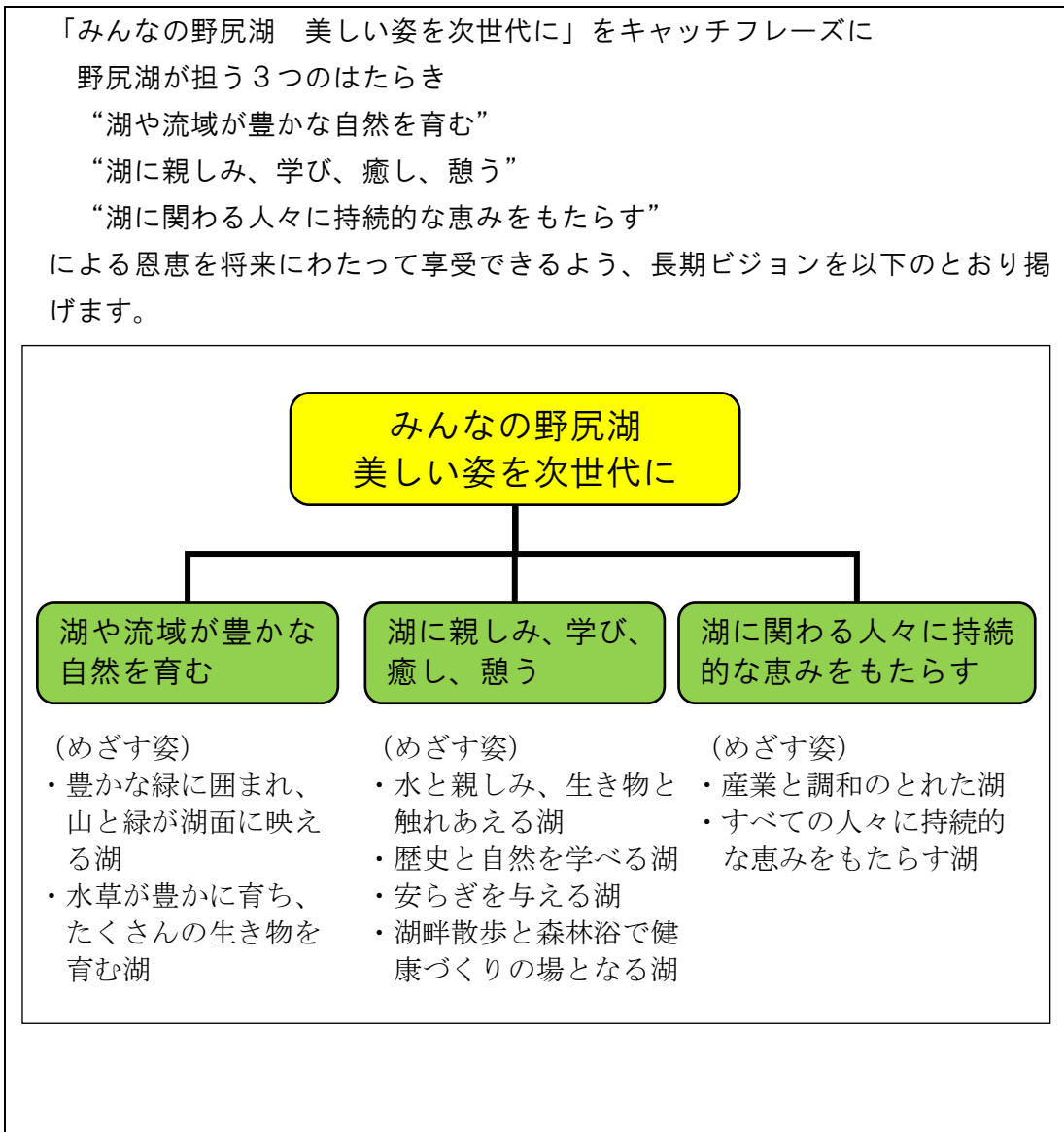
66 1 長期ビジョン

67 野尻湖の水環境及び流域の状況等に係る令和20年度のめざす姿として、長期ビジョンを
68 以下のとおり掲げます。

69 野尻湖に関わる多くの人々や事業者が長期ビジョンを共有し、日常生活や事業活動の中
70 で野尻湖に親しみを持ち、水質保全を自らの役割と認識し、実践することでその実現を目
71 指します。

72

73 〈野尻湖の長期ビジョン〉



74

75 2 水質の保全に関する方針

76 (1) 計画期間

77 この計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

78 (以下、計画の実施主体となる機関を括弧内に表示。町とは信濃町を示す。)

79 (2) 計画期間内に達成すべき目標 (県)

80 化学的酸素要求量 (COD^{*}) は令和5年度に環境基準値を下回ったことから、計画期
81 間内に達成すべき目標は現状水質の維持とし、環境基準^{*}の継続的な達成に努めます。全
82 りん^{*}については、環境基準^{*}を達成しなかった年度もあることから、現状水質の維持・向
83 上に努めます。

84 〈水質目標値〉

項 目		現 状 (令和5年度)	計画期間内に 達成すべき目標 (令和10年度)	環境基準 [*]
化学的 酸素要求量 (COD [*])	75%値 (mg/L)	2.5 【2.3】	2.5 (現状水質の維持)	3.0
	(参考) 年平均値 (mg/L)	2.0 【2.1】	2.0 (現状水質の維持)	—
全 り ん [*]	年平均値 (mg/L)	0.005 【0.005】	0.005 (現状水質の維持・向上)	0.005

85 (注1) COD^{*}の75%値及び全りん^{*}の年平均値は、環境基準点(2地点)の最高値

86 (注2) COD^{*}の年平均値は、各環境基準点の年平均値の全地点平均値

87 (注3) 上段は令和5年度の値、【 】内は過去5年間の平均値

88 (注4) 計画期間内に達成すべき目標は、水質の保全に資する対策を講じた場合の水質予測値を参考に設定

89
90 また、身近な水質指標として設定した湖心の透明度(年平均値)は、良好な状態が継
91 続していることから、現状水質の維持・向上に努めます。

92 〈身近な水質指標〉

項 目		現 状 (令和5年度)	計画期間内に 達成すべき目標 (令和10年度)	環境基準 [*]
湖 心 透 明 度	年平均値 (m)	7.0 【6.5】	7.0 (現状水質の維持・向上)	—

93 (注1) 上段は令和5年度の値、【 】内は過去5年間の平均値

94 (3) 計画の目標及び対策と長期ビジョンをつなぐ道筋 (県・町)

95 野尻湖に係る水質保全計画に基づく対策の着実な実施により、長期ビジョンの実現を
96 目指します。

97 長期ビジョンの実現に向け、計画期間内(令和6年度から令和10年度まで)では、引
98 き続き下水道への接続促進等により特定汚染源からの負荷の削減を図るとともに、環境
99 にやさしい農業や森林整備の推進等により流出水負荷の削減を図り、環境基準等の継続
100 的な達成を目指します。

101

102 3 水質の保全に資する事業

103 (1) 生活排水対策

104 野尻湖に流入する汚濁負荷を削減するため、以下のとおり生活排水処理施設の整備を
 105 図ります。なお、信濃町全域における生活排水施設整備率については、公共用水域の水
 106 質保全、公衆衛生向上の観点から以下の目標が設定されています。

107 〈信濃町全体の生活排水施設整備率〉

対 策	実施主体	現状 (令和5年度末)	目標 (令和10年度末)
生活排水施設整備率 (信濃町全域)	信濃町	76.8%	83.0%

108 生活排水施設整備率 = (下水道接続世帯 + 農業集落排水施設接続世帯 + 合併処理浄化
 109 槽設置世帯) ÷ 行政世帯 × 100%

110 ① 下水道への接続の促進 (町)

111 引き続き下水道等への接続を指導します。直接流域内における令和5年度末の下水
 112 道への接続率の合計は79.3%に留まっているため、接続率の向上を目指し、町の補助
 113 金制度の活用、個別相談等により下水道へ接続するよう、地域住民に対し指導を行
 114 います。

115 また、直接流域内には単独処理浄化槽が残っているため、生活雑排水対策として、
 116 重点的に下水道への接続を求めていきます。

117 〈直接流域における下水道接続率〉

対 策	実施主体	現状 (令和5年度末)	目標 (令和10年度末)
下水道接続率 (直接流域)	信濃町	79.3%	83.0%

118 下水道接続率 (直接流域) = 直接流域内の下水道接続人口 ÷ 直接流域内の下水道整備
 119 区域人口 × 100%

120 ② 浄化槽の適正な設置及び管理 (県・町)

121 下水道整備区域外では、浄化槽法及び建築基準法に基づく合併処理浄化槽の整備を
 122 図ります。また、浄化槽法に基づく保守点検・清掃及び法定検査の徹底等の適切な維
 123 持管理を指導します。

124 (2) 流入水路の維持管理等

125 ① 水質浄化池の維持管理 (町)

126 野尻湖に流入する農業用水路の水質浄化を図るために設置されている水生植物を利
 127 用した水質浄化池について、流入水量の実態も踏まえ、適切な維持管理及び周辺整備
 128 を行います。

- 129 ② 流入水路等の浄化対策（県・町）
 130 流入水路の管理者は、地域住民等の協力を得ながら、流入水路等のごみの除去及び
 131 水辺の草刈りを実施します。
 132 また、県及び町は、地域ぐるみの協働活動により水路管理の活動が着実に継続でき
 133 るよう、多面的機能支払交付金等を活用した支援を行います。

135 4 水質保全のための規制その他の措置

136 (1) 工場・事業場排水対策

- 137 ① 排水規制（県）
 138 水質汚濁防止法、湖沼水質保全特別措置法及び良好な生活環境の保全に関する条例
 139 (以下「関係法令」という。)に基づく規制の対象となる工場・事業場に対して、化学
 140 的酸素要求量及びりん含有量等について排水基準を適用し規制しています。
 141 令和5年度末時点で、野尻湖の流域内に対象となる事業場はありませんが、今後新
 142 たな開発に伴い対象となる事業場が新設される場合は、水質汚濁防止法に基づく設置
 143 届により排水基準の適合審査を行うとともに、稼働時の排水基準の遵守徹底を図るた
 144 め、立入検査を実施します。

- 145 ② 小規模・未規制事業場に対する指導助言（県・町）
 146 関係法令に基づく規制の対象とならない工場・事業場に対しても、必要に応じ汚水
 147 処理施設の改善及び適正管理の指導・助言を行います。特に、下水道の接続区域内の
 148 工場・事業場に対しては、町と連携して下水道への接続を指導します。

149 〈工場・事業場立入検査計画〉

対 策		実施主体	予定数 (令和6～10年度)
工場・事業場立入検査 (直接流域内)	排水基準適用事業場	県	必要に応じて実施
	小規模・未規制事業場		2年に1回

150 (2) 流出水対策

- 151 ① 市街地対策（県・町）
 152 降雨等に伴う市街地の道路や側溝等からの流出水による汚濁負荷を削減するため、
 153 道路、水路、側溝、公園、ごみステーション等の清掃活動を行うとともに、地域住民
 154 の清掃活動等の取組を支援します。

- 155 ② 農地対策（県）
 156 農地からの汚濁負荷を軽減するため、流域で営農している農業者に対し、適正施肥
 157 等に係る技術指導を引き続き行います。加えて、長野県における農業環境負荷低減事
 158 業活動実施計画の認定*、信州の環境にやさしい農産物認証*の取得、有機農業の導入
 159 など、各種制度の普及啓発を図るとともに、環境保全型農業直接支払交付金を活用す
 160 ることにより、環境にやさしい農業の地域ぐるみの取組を推進します。

161 ③ 自然地域対策（県）
162 森林がそのほとんどを占める自然地域は、水源かん養、水質浄化又は保健休養の場
163 のほか多種多様な生き物の生息・生育する場の提供など多面的な機能を有しています。
164 このため、今後も必要に応じて間伐等の維持管理に努めることにより、これらの機能
165 を高度に発揮させるとともに、降雨等に伴う土砂流出による汚濁負荷を削減するため、
166 間伐や再造林等の森林整備及び山腹崩壊や溪岸浸食を防止するための治山工事を推進
167 します。

168 なお、森林の荒廃に起因する土砂流出等が生じた場合は、必要な措置を講じます。

169 ④ 流入河川・湖岸対策（県・町）

170 浮遊ごみや枯れた水生植物等の野尻湖への流入を抑制するため、地域住民と連携し
171 て湖岸（水位の低い時期に露出した湖底を含む）及び流入河川の清掃を実施するほか、
172 清掃活動を行う民間団体を積極的に支援し、多くの方が清掃活動に参加できるよう努
173 めます。また、河川パトロールを定期的実施し、不法投棄を未然に防ぎます。

174 ⑤ 流出水対策地区の指定及び重点的な対策の実施（県・町）

175 湖沼水質保全特別措置法第 25 条の規定により、流出水の水質改善に資する対策を推
176 進する地区として第 3 期計画以降、野尻地区及び菅川・市川流域を指定し、引き続き
177 流出水対策推進計画（11～13 ページ参照）を定めるとともに、同計画に基づき重点的
178 な対策を実施します。

179 (3) 緑地の保全その他湖辺の自然環境の保護

180 ① 関係法令の的確な運用（県・町）

181 野尻湖の流域に存在する森林、公園、農地等の緑地、その他湖辺の自然環境につい
182 ては、自然公園法、森林法、都市計画法、河川法、長野県自然環境保全条例、長野県
183 環境影響評価条例、信濃町環境基本条例等の関係法令の的確な運用を図り、その生態
184 系を構成する動植物、土壌等による水質浄化等の機能の保全に努めます。

185 ② 湖辺等の生物多様性の保全（町）

186 野尻湖沿岸帯の水生植物や魚介類を含む湖岸の生物多様性を保全し、水生植物や貝
187 類等の浄化能力の活用を図ります。

188 (4) 廃棄物等の適正処理（県・町）

189 流域における廃棄物の適正処理を徹底し、廃棄物の不法投棄や土砂の埋立て等によっ
190 て生じる環境の悪化を未然に防止することにより、野尻湖へ流入する水質汚濁負荷の削
191 減に努めます。

対 策	実施主体	予定数
公害防止協力員による監視	信濃町	月 1 回以上
不法投棄監視連絡員によるパトロール	県・信濃町	月 1 回以上

192

193 5 その他水質保全のために必要な措置

194 (1) 公共用水域の水質の監視（県・町）

195 野尻湖の水質の状況を的確に把握するため、湖内の4地点及び流入河川等において、
196 水質の監視及び測定を引き続き行います。なお、金山地区の湾は魚類等の繁殖又は生育
197 の場として保全が必要な水域であり、水生生物保全環境基準^{*}の測定地点を湾内に設置
198 しています。（金山の水質調査地点は13ページ図4を参照）

199 (2) 調査研究の推進と活用

200 ① 水生植物に関する調査・研究（県）

201 平成29年頃から水草の復元が進んでいることから、水草帯回復が水質の改善・安定
202 化や植物プランクトンの動態に及ぼす影響を把握するため、水草の生育状況のモニタ
203 リングに加え、新たに植物プランクトンの調査手法の開発を目指します。なお、水草
204 の繁茂により、船の航行に支障が生じたり、枯死に伴う悪臭による生活環境保全上の
205 支障が想定された場合は、野尻湖における水生植物のあり方等に関する検討に調査結
206 果を活かします。

207 ② 水生生物に関する調査・研究（県）

208 新たに環境DNAの分析^{*}を行い、ソウギョ^{*}などの外来種を含む魚類等の湖内の水
209 生生物の生息状況を把握することにより、野尻湖における生物の種多様性や分布動態
210 を解明し、最適な生育環境を探ります。

211 ③ 水質に関する調査・解析（県・町）

212 効果的な水質保全対策の検討に資するため、COD^{*}等の水質変化の要因について
213 解析するとともに、冬季に透明度が低下する傾向があることから、野尻湖の水質に影
214 響を与える可能性がある降雨時や融雪時の流入河川水の負荷の実態調査を行い、その
215 結果を良好な水質を維持するための有効な対策に活かします。

216 ④ 水生植物による水辺整備（町・関係団体）

217 ①、②の調査結果を踏まえ、ヨシ、マコモ、ガマ、フトイ等の在来の水生植物によ
218 る水質浄化が見込める水辺において、水辺の整備及び管理の手法を検討します。また、
219 水生生物が水質に与える影響を探りながら、生物多様性の保全を目指します。
220

221 (3) 環境学習の推進及び環境保全意識の啓発

222 ① 環境学習の推進（県・町）

223 小学生や地域住民等の環境学習の一環として野尻湖クリーンラリー^{*}を引き続き毎
224 年度実施します。この実施に当たっては、事前学習等を通じて環境保全意識の啓発に
225 努めます。

226 ② エコツーリズムの推進（町・観光協会）

227 野尻湖の良好な水質や水辺環境、流域の豊かな自然を活かしたエコツーリズムの推
228 進を図るため、観光協会等の関係団体とともに新たな観光資源を掘り起こし、湖上で

229 の体験学習や環境保全活動への参加も視野に入れた魅力的な自然体験プランの設定と
230 情報発信を行います。

231 併せて、野尻湖周辺で水辺に親しめる遊歩道や公園等の整備を進め、地域住民や観
232 光客が野尻湖を取り巻く豊かな自然を身近に感じるにより、野尻湖の環境保全に
233 対する関心を高め、環境保全意識の向上を図ります。

234 ③ 情報発信（県・町）

235 野尻湖に関する情報の共有と環境保全意識の向上を図るため、野尻湖の水質、本計
236 画に基づく対策の進捗状況や研究成果及び地域における水質や生態系の保全活動の状
237 況について積極的な情報発信に努めます。

238 情報発信に当たっては、講演会の開催、ホームページや広報誌の活用に加え、新た
239 にスポーツ大会*などの機会を捉え野尻湖を訪れた方への幅広い情報提供に努めます。

240 ④ 歴史・文化の継承（町）

241 野尻湖ナウマンゾウ博物館での野尻湖周辺の自然環境の研究資料の展示等により、
242 地域住民及び野尻湖を訪れる人々が野尻湖の水利用などに関する歴史・文化を幅広く
243 学ぶことで、野尻湖及び野尻湖を取り巻く環境の重要性を認識し、環境保全意識の向
244 上を図ります。

245 (4) 地元主導による取組の強化

246 ① 環境保全活動の支援（県・町）

247 水草研究会などの地域住民の自主的かつ日常的な取組を強化するため、実践的な行
248 動の普及啓発に努めるとともに、住民参加による様々な環境保全活動を推進します。

249 ② 地域に密着した計画推進体制の強化（県・町）

250 野尻湖の水質保全に係る行政機関等で構成する野尻湖水質保全対策連絡会議の
251 ほかに、新たに地元関係者との意見交換会を開催することにより、本計画の進捗状況や
252 課題を共有し、具体的な水質保全対策に取り組めます。

253 ③ 間接流域及び下流域の住民との交流・連携（町）

254 導水路によって間接的に野尻湖の流域となっている長野市や新潟県妙高市の住民及
255 び下流域の住民との交流・連携を継続していきます。

256 (5) 水質汚濁事故への対応（県・町）

257 油類の流出等の水質汚濁事故は水環境に著しい影響を及ぼすため、引き続き関係機関
258 が連携を密にし、事故防止の啓発に努めるとともに、事故発生時は迅速な情報伝達や被
259 害拡大防止措置等、適切な対策を講じます。

260 (6) 関係地域計画との整合（町）

261 指定地域における開発に係る諸計画・制度の運用に当たっては、本計画の推進に資す
262 るよう十分配慮するとともに、本計画の実施に当たっても、これら諸計画に十分配慮し
263 ます。

264

265
266
267

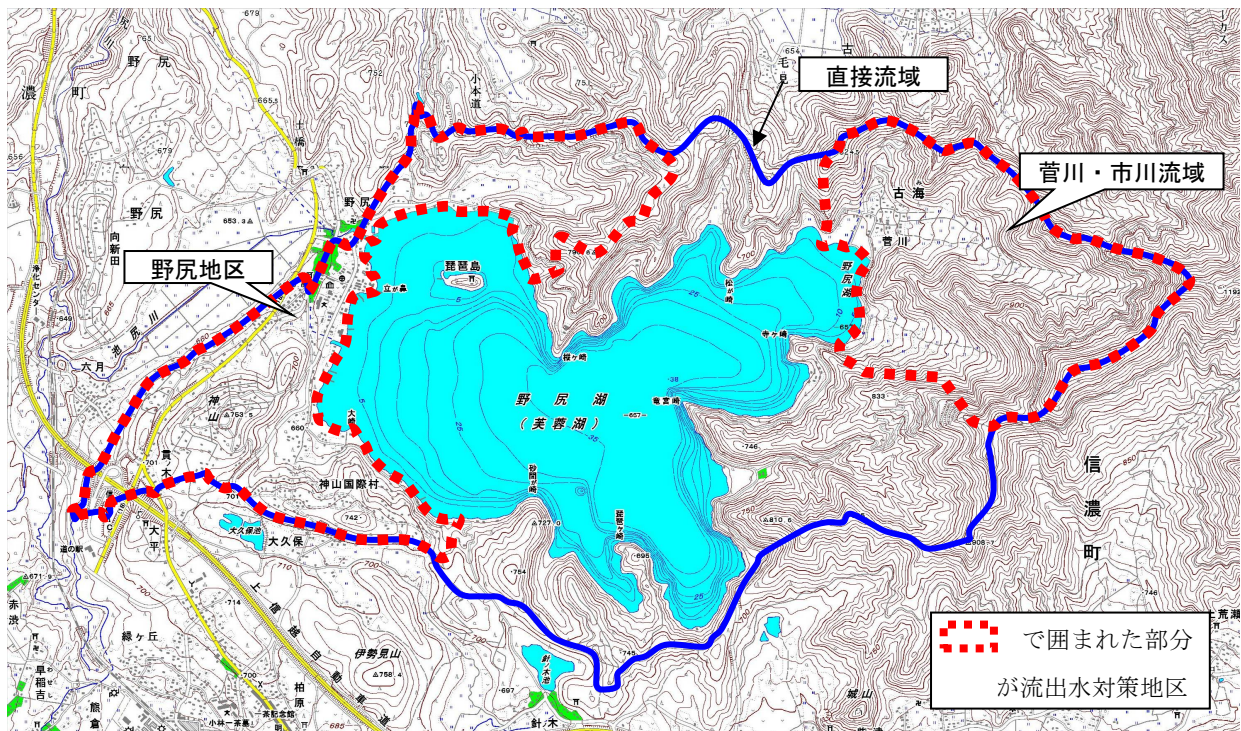
野尻地区及び菅川・市川流域における 流出水対策推進計画（第4期）

268 1 流出水対策の推進に関する方針

269 野尻湖に流入する汚濁負荷のうち、下水道の普及等により工場・事業場、家庭等の特定
270 汚染源による負荷は減少してきましたが、山林、農地、市街地等からの降雨による非特定
271 汚染源の流出水対策については、対象が広範で対策が難しく、負荷の大部分を占めており、
272 削減が課題となっています（野尻湖への流入負荷量の割合は13 ページ図5を参照）。

273 このため、第6期野尻湖水質保全計画では、野尻湖流域において汚濁負荷量*が比較的
274 多い市街地又は農地である野尻地区及び菅川・市川流域を、湖沼水質保全特別措置法第25
275 条に定める流出水対策地区に指定し、各種対策を実施してきましたが、引き続き重点的に
276 各種対策を実施することにより、流出水の汚濁負荷量*の低減に努めます。

277



278

図3 流出水対策地区（野尻地区・菅川・市川流域）

279 (1) 取組目標

280 野尻地区及び菅川・市川流域においては、市街地、農地、森林の土地利用に応じた流
281 出水対策を引き続き重点的にを行い、野尻湖への汚濁負荷の流入を削減します。

282 (2) 実施主体

283 県及び信濃町が主体となって事業を進めるとともに、地域住民及び関係機関が互いに
284 連携・協力して流出水対策を推進します。

285 **2 流出水の水質改善の具体的方策**

286 野尻地区及び菅川・市川流域は野尻湖周辺に位置し、野尻湖への汚濁負荷量^{*}の割合が
287 間接流域に比べ比較的多いことから、次の取組について地域全体と連携しつつ重点的に推
288 進します。

289 (1) 市街地対策

290 ① 道路清掃及び側溝清掃（県・町）

291 降雨等に伴う市街地の道路や側溝等からの流出水による汚濁負荷を削減するため、
292 道路、水路、側溝、公園、ごみステーション等の清掃活動を行います。

293 ② 住宅や事業場からの流出防止（県・町）

294 降雨等に伴い住宅や事業場の敷地内から流出する汚濁負荷を削減するため、住宅及
295 び事業場の敷地内の清掃について普及啓発に努めます。

296 ③ 緑化の促進（町）

297 宅地や事業場の敷地等の緑化を促進することにより、土砂流出を防ぐとともに、植
298 物に栄養塩類を吸収させることで、野尻湖に流入する汚濁負荷の削減を図ります。

299 (2) 農地対策（県・町）

300 流域で営農している農業者に対し、適切施肥に係る技術指導を行うとともに、長野県
301 における農業環境負荷低減事業活動実施計画の認定^{*}、信州の環境にやさしい農産物認
302 証^{*}の取得、有機農業の導入など、各種制度の普及啓発を図り、環境にやさしい農業の
303 地域ぐるみの取組を推進します。

304 (3) 自然地域対策（県）

305 流域の多くを自然地域が占めることから、自然地域の持つ水の浄化機能やかん養機能
306 が十分発揮されるよう森林の保全と整備を進めます。

307 (4) 流入河川・湖岸対策（県・町・住民）

308 野尻湖岸及び流入河川の清掃により、野尻湖に流入する浮遊ごみや枯れた水生植物等
309 の流入抑制を図ります。

311 **3 流出水対策に係る啓発に関すること**

312 県及び信濃町は、関係機関と連携し、引き続きホームページや広報誌の活用等により、
313 住民に取組目標や具体的対策について周知し、理解と協力が得られるよう努めます。

314 **4 その他流出水対策のために必要な措置**

315 県は、流出水対策地区における対策の効果を把握するため、流入河川の水質測定等を実
316 施します。

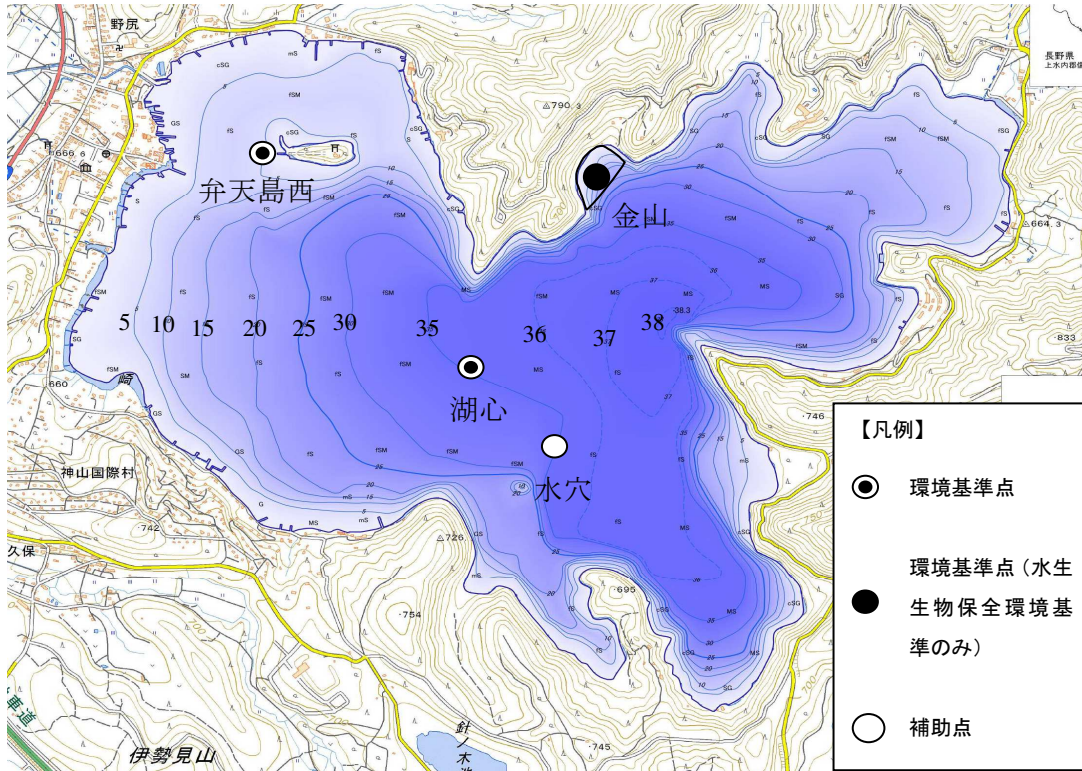
317

318

319

320

321
322
323
324
325
326
327
328
329
330
331
332
333
334
335
336
337
338
339
340
341
342
343
344
345
346
347
348
349
350
351
352
353
354
355
356
357
358



出典：国土地理院のデータを加工して作成

図4 野尻湖の水質調査地点図

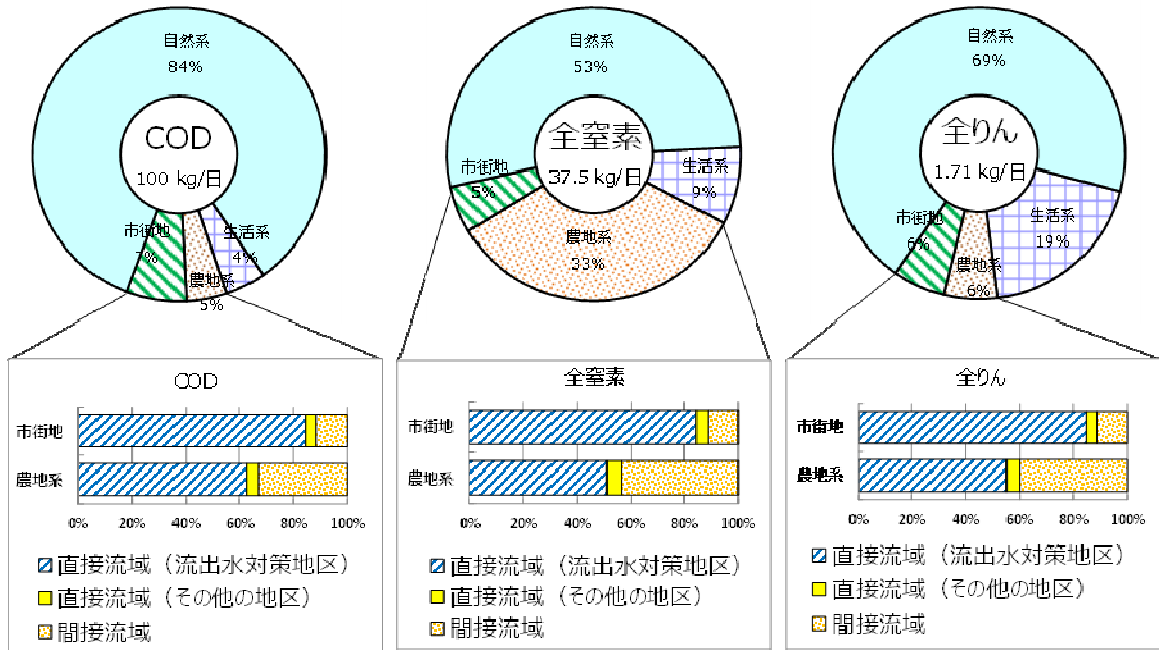


図5 野尻湖への流入負荷量の割合（令和元～5年度平均）

359 <用語解説>	掲載ページ
360 【あ】	
361 汚濁負荷量	11、12
362 陸域から排出される有機物や窒素、りん等の汚濁物質により水環境に 363 与える負荷の量をいう。	
364	
365 【か】	
366 環境基準	2, 3, 5, 9
367 大気汚染、水質汚濁、騒音などの環境上の条件について、人の健 368 康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準を、 369 行政上の目標値として定めたもの。	
370	
371 環境DNAの分析	9
372 個々の生物個体からではなく、海・川・湖沼等の水、土壌、大気とい 373 った環境の中に存在する生物由来のDNAを調査することで、その環 374 境中に生育する生物の情報を得る手法。	
375	
376 県内湖沼の水域類型を令和5年3月に見直し	2
377 令和4年度に県内の3水域と14湖沼において、水域の利用目的や水質 378 の状況等の変化を踏まえ、現在の類型指定が適切かどうか等について湖 379 沼類型指定見直し専門委員会における審議結果を踏まえ、水域類型の見 380 直しを行った。	
381	
382 【さ】	
383 COD	2, 3, 5, 9
384 化学的酸素要求量 (Chemical Oxygen Demand)。有機物による湖沼など 385 の汚濁の程度を示すもので、水中の汚濁物質を酸化剤によって酸化する 386 ときに消費される酸素の量をいう。数値が高いほど有機物の量が多く、 387 汚れが大きいことを示している。	
388	
389 水域類型	2
390 河川、湖沼、海域などの公共用水域において、利水目的に応じて設け 391 られた区分であり、それぞれの水域類型ごとに生活環境の保全に関する 392 環境基準の基準値を定められています。湖沼のCODはAA類型からC 393 類型の4つ、湖沼の全窒素、全りんでは、I類型からV類型の5つの 394 類型のどれかが当てはめられている。	
395	
396	

397	信州の環境にやさしい農産物認証	7, 12
398	地域の一般的な栽培方法と比較して、化学肥料及び化学合成農薬を原則	
399	50%以上削減した方法で生産された農産物を県知事が認証する制度。	
400		
401	スポーツ大会	10
402	2028年に開催される第82回国民スポーツ大会では、野尻湖がオープン	
403	ウォータースイミングの会場となる予定。	
404		
405	全窒素	2, 3
406	水中に含まれる無機性窒素及び有機性窒素の総量。数値が高いほど汚	
407	れが大きいことを示す。	
408		
409	全りん	2, 3, 5
410	水中に含まれる無機性りん及び有機性りんの総量。数値が高いほど汚	
411	れが大きいことを示す。	
412		
413	ソウギョ	2, 9
414	コイ目コイ科の中国原産の淡水魚。「我が国の生態系等に被害を及ぼす	
415	おそれのある外来種リスト」において総合対策外来種とされている。	
416		
417	【な】	
418	農業環境負荷低減事業活動実施計画の認定	7, 12
419	環境負荷の低減に取り組む農林漁業者が作成する環境負荷低減事業活	
420	動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画を知事が認定し、認	
421	定を受けた者が実施計画に従って導入する機械等について、税制・金融	
422	上の措置を受けることができる制度（みどり認定）。	
423		
424	野尻湖クリーンラリー	9
425	小学生を対象に野尻湖や周辺の森林・河川等を観察し、水環境保全に	
426	関心を持ってもらうための環境学習の場。	
427		
428		